セキュアネットワークサービス

SecureMinder レセプト ルータ型

契約約款

令和7年4月

三菱電機デジタルイノベーション株式会社

目次

第1章　総　則 1
第1条　（約款の適用） 1
第2条　（約款の変更） 1
第3条　（取扱準則） 1
第4条　（用語の定義） 1
第2章　サービスの品目等 2
第5条　（サービスの品目） 2
第3章　契　約 2
第6条　（契約の単位） 2
第7条　（最低利用期間） 2
第8条　（契約の申込） 2
第9条　（契約申込の承諾） 2
第10条　（契約の成立） 3
第11条（契約の変更） 3
第12条（契約変更の承諾） 3
第13条（サービスの廃止） 3
第14条（提供の中止） 3
第15条（提供の停止） 4
第16条（当社が行う契約の解除） 4
第17条（契約者が行う契約の解約） 4
第18条（契約上の権利の譲渡） 5
第19条（契約者の地位の承継） 5
第20条（氏名などの変更） 5
第4章　設備等 5
第21条（設備の条件） 5
第22条（設備利用の提供） 5
第23条（設備の移転） 5
第24条（設備の一時中断） 5
第25条（契約者設備の検査等） 6
第5章　通信 6
第26条（取扱地域） 6
第27条（非常事態が発生した場合等の利用の制限） 6
第28条（通信の接続先の設定） 6
第6章　責任分界点 6
第29条（責任範囲） 6
第7章　料金 6

第30条（料金体系） 6
第31条（料金等の計算方法） 6
第32条（料金等の請求及び支払） 7
第33条（料金及び工事費等の支払義務） 7
第34条（利用不能時の料金減額措置） 7
第35条（工事に関する費用の返還） 7
第36条（割増金） 7
第37条（遅延損害金） 8
第38条（金額の端数処理） 8
第39条（消費税の取り扱い） 8
第8章　設備、ソフトウェアの維持・管理及び契約者の義務等 8
第40条（当社設備の維持） 8
第41条（契約者設備の維持） 8
第42条（契約者の義務） 8
第9章　損害賠償等 9
第43条（損害賠償） 9
第44条（免責事項） 9
第10章　雑則 10
第45条（機密保持） 10
第46条（協議） 10
第47条（準拠法及び管轄裁判所） 10
第48条（契約者情報の取扱い） 10
第49条（反社会的勢力との取引防止） 11
VPN 通信仕様 17

セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型契約約款

第1章　　総 則

第1条　（約款の適用）

三菱電機デジタルイノベーション株式会社（以下、「当社」といいます。）は、このセキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これによりセキュアネットワークサービス＜レセプト＞（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条　（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のこの約款によります。

2.　当社は、本サービスの料金変更その他重要事項に関する約款変更のときには、変更する日の1か月前までに、契約者にその旨を通知します。

第3条　（取扱準則）

当社は、当社が定めた約款に従って、本サービスのための契約（以下、「本サービス契約」といいます。）を契約者と当社の間で締結します。

2.　契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払うものとします。

第4条　（用語の定義）

約款の用語の定義は次のとおりとします。

用語	用語の定義
1.契約申込者	当社に本サービス契約の締結を申し込んだ法人又は団体
2.契約者	当社と本サービス契約を締結している者。
3.販売代理店	当社が本サービスを契約者に提供するに当たり、当社に代わって契約者との間で、販売行為、申し込み受付、代金請求までの業務のすべて、又は一部の業務を行う事業者。
4.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
5.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
6.セキュアネットワークサービス	当社が本サービス利用のために提供するVPNソフトを、契約者の端末設備に導入して、インターネットで当社が設置する標準VPNセンターを経由して当社が指定する接続先（サーバ又はデータセンター）と接続する電気通信サービス。
7.標準 VPN センター	当社が本サービスを提供するために設置したデータ交換設備。
8.端末設備	契約者が本サービスを利用するために用意する設備。
9.VPN ソフト	標準VPNセンターと契約者の端末設備を接続するために契約者側の端末設備にインストールするソフトウェア。
10.クライアント証明書	VPN ルータを用いてセキュアネットワークサービスに接続するための電子証明書。 ・ルータ型クライアントは、電子証明書を格納したＶＰＮルータを提供。

用語	用語の定義
11.VPNルータ	セキュアネットワークサービスにおいて、 ルータ型クライアントを利用する際に提供する。 当社のデータセンタと加入者の拠点間をセキュアネットワークサービスで接続するために加入者側拠点に設置する装置。 VPNルータは、CE-R1 、CE－S1、CE－S2の3種類がある。

第2章　　サービスの品目等

第5条　（サービスの品目）

本サービスにおいて提供するサービスの品目は、セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプトルータ型とします。

2. 当社が契約者に提供する本サービスを利用することで、契約者の端末と審査支払基金センター／国保センターの間を標準VPNセンタ及びインターネットを経由しセキュアに接続することができます。
3. 契約者が利用する端末設備には当社が提供するVPNソフトとクライアント証明書のインストールが必要となります。
4. 本サービスは、セキュアな通信経路を提供するものであり、端末や保存されるデータ類に対するセキュリティを確保するものではありません。

第3章　　契 約

第6条　（契約の単位）

当社は、当社が契約者に提出する証明書ごとに契約を締結します。

第7条　（最低利用期間）

本サービス契約には最低利用期間があります。 最低利用期間は、利用開始日を含む月及び利用開始日の翌月1日から起算した 5 年間とあわせた期間とします。本サービスの提供は、最低利用期間満了の 1 か月前までに契約者から別段の申し出のない限り 1 年単位で引続き継続し、以降も同様とします。

2. 利用開始日とは、契約者が利用を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で、当社が指定する日とします。契約者は、申込日から3か月以内で希望利用開始日を申込書に指定することができます。当社にて希望日に対して近い利用開始日を設定します。ただし、当社が起因とした不良品、未納品、その他障害で利用できない場合には利用開始日は延期します。
3. 最低利用期間内に解約があった場合には、最低利用期間満了まで(当社の定める期日まで)に当社が契約者に請求する金額の総計(以下、「違約金」といいます。)を契約者は当社に支払うものとします。
4. 本サービスの契約内容が変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービスが提供可能になった日で、当社が指定した日とします。

第8条　（契約の申込）

本サービス契約の申込は、当社の定める契約申込書に所定の事項を記載して、当社に提出していただきます。

第9条　（契約申込の承諾）

契約申込があったとき、当社は、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

(1)契約申込者が本サービスの料金等の支払を怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(2)当社の業務遂行上又は技術上、著しい困難があるとき。

(3)契約申込者が第15条(提供の停止)第 1 項及び第16条（当社が行う契約の解除）第3項の各号に該当するとき。

(4)契約申込者が本サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。

(5)契約申込者が当社又は本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で本サービスを利用する恐れがあるとき。

2. その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断したとき。

第10条 （契約の成立）

本契約は、契約者による申込に対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約者に本サービスの利用開始日を通知したときに成立するものとします。

2. 前項において特に必要有るときは別途覚書を作成します。

第11条(契約の変更)

契約者が本サービスの変更について契約変更の申込みをする場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

2. 本サービスの変更については、次のとおり取扱います。

(1) セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト PC接続型からセキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型へのサービス変更は、契約解除とはみなさず、第12条（契約変更の承諾）に準じて取り扱います。

(2) セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型からセキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト PC接続型へのサービス変更は、契約解除とみなして第17条（契約者が行う契約の解除）に準じて取り扱います。

第12条(契約変更の承諾)

契約者から契約変更の申込みがあったときは、第9条(契約申込の承諾)に定める各号に該当する場合を除き、当社は本サービスの変更を承諾します。当社は、申込み受付後に変更の利用開始日をご連絡します。

第13条(サービスの廃止)

当社は都合により本サービス、又は本サービスの特定品目を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の廃止をするときは、契約者に対し廃止する 6 か月前までにその旨を通知します。

第14条(提供の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスを中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 当社が設置する設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

(3) 第27条（非常事態が発生した場合等の利用の制限）の規定によるとき。

2. 当社は前項の規定により本サービスを中止するときは、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第15条（提供の停止）

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。

(1)支払期日を経過しても料金、遅延損害金、割増金を支払わないとき。

(2)第42条（契約者の義務）第 1 項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、当社が設置する設備に、契約者の設備又は当社以外の者が提供する設備を接続したとき。

(3)契約者の本サービスの利用に関し、他の契約者又は第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めたとき、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したとき。ただし、当社が緊急かつ必要と認めた場合は提供の停止を経ることなく契約を解除することがあります。

(4)前各号の他、約款の規定に違反する行為で、当社又は第三者の業務遂行又は当社又は第三者の提供する設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。

2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止させていただきます。
3. 前 2 項の停止期間中は、別表第3号＜料金＞の利用料金を支払うものとします。

第16条（当社が行う契約の解除）

第１５条（提供の停止）第2項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第１５条（提供の停止）第１項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第１５条（提供の停止）第１項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの提供を停止をすることなく本契約を解除することがあります。
3. 当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときには、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本契約の全部又は一部を解除する事が出来るものとします。

(1)　約款に違反したとき。

(2) 監督官庁から営業許可取消・停止などの処分を受けたとき。

(3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。

(4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。

(6) 解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき。

(7) 財産状態が悪化し又は悪化する恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(8) 当社又は本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で当該サービスを利用する恐れがあるとき。

(9) その他約款の義務の履行が期待出来ないと認められる相当の事由があるとき。

4. 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求を出来るものとします。

第17条（契約者が行う契約の解約）

契約者は、本サービス契約を解約しようとするときは、当社の定める申込書により解約しようとする月の前月末日（当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、直前の当社営業日）までにその旨を当社に通知いただきま

す。本サービス契約の解約日は、契約者が解約しようとする月の当社最終営業日とします。ただし、契約者が、最低利用期間内に契約を解約する場合、契約者は第7条（最低利用期間）第3項の規定による違約金を支払うものとします。

第18条（契約上の権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができないものとします。

第19条（契約者の地位の承継）

契約者において合併があったときは、又は合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、 契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から速やかに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとします。
3. 第 1 項の場合、相続により契約者の地位を承継した人が 2 人以上あるときは、前項の期間内にその内の 1 人を代表者と定め書面によりその旨を当社に通知するものとします。
4. 代表者の申し出がないときは、当社が代表者を指定することとし、代表者が定まった場合は当社の通知などは当該代表者宛にします。

第20条（氏名などの変更）

契約者はその氏名、商号又は住所又は代表者に変更があったときは速やかに書面によりその旨を当社に届け出ていただきます。

第4章　　設備等

第21条（設備の条件）

当社の、本サービスを提供する設備は、別表第1号＜基本的な技術的事項＞に定める規格、仕様を満足するものとします。

第22条（設備利用の提供）

当社は、別表第2号＜当社が提供する機器等＞に定める設備を提供します。

第23条（設備の移転）

当社は、契約者から請求があり、当社が必要と判断した場合は、当社が提供する設備の移転を行います。
ただし、電子媒体に格納したクライアント証明書やVPNソフトは除きます。

第24条（設備の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する設備利用の一時中断を行います。
ただし、電子媒体に格納したクライアント証明書やVPNソフトは除きます。

2. 前項の一時中断の期間中、契約者は別表第3号＜料金＞の利用料金を支払うものとします。

第25条（契約者設備の検査等）

当社は、契約者の設置する設備に異常があるなど、当社が提供する本サービスの提供に支障があり、当社が必要と判断した場合、その設備が当社の技術基準等に適合するかどうか等の検査を行わせていただくことがあります。契約者に正当な理由がある場合等を除き、契約者はこの検査を受け入れることを承諾していただきます。

2. 第 1 項の検査を行うときは、当社の係員は所定の証明書を提示し、身分を明らかにします。

第5章　　通信

第26条（取扱地域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第27条（非常事態が発生した場合等の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供出来ない恐れが生じたときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 89 号）第8条ならびに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

2. 通信が著しく輻輳した場合には、通信が相手先に着信しないことがあります。

第28条（通信の接続先の設定）

当社は、当社が提供する設備に対し契約者が申し込みときに指定した通信の接続先の設定を行います。

2. 契約者は、通信の接続先の追加又は廃止などの変更を行おうとするときは、当社が定める申込書を当社に提出するものとします。

第6章　　責任分界点

第29条（責任範囲）

本サービスの当社責任範囲は、別表第4号＜責任範囲＞のとおりとします。

第7章　　料金

第30条（料金体系）

本サービスの料金体系は、別表第3号＜料金＞のとおりとします。

第31条（料金等の計算方法）

利用料金は、暦月の 1 日から末日までの1か月を1料金月として算定させていただきます。

2. 当社は利用開始日が属する月の翌月1日から料金を算定させていただきます（日割り計算は行いません。）。

3. 契約者が契約を解約する場合であって、契約の解除日が暦月の末日以外の場合、当社は契約の解約日が属する月の末日までの料金を算定させていただきます（日割り計算は行いません）。

第32条（料金等の請求及び支払）

加入料金は、利用開始日が属する月の翌月に請求します。

2. 工事等は、作業実施の翌月に請求します。

3. 利用料金は、利用月の翌月末までに請求します。

4. 契約者は、当社の請求書に定められた支払期日・方法により料金を支払うものとします。。

第33条（料金及び工事費等の支払義務）

契約者が当社の提供する本サービスの申込をされ、当社が提供の承諾をしたときは、第30条（料金体系）の規定による料金を支払うものとします。

2. 契約者は、工事の着工後完了前に契約の解約等があったときは、前項の規定にかかわらず、解約等があったときまでに着工した工事の部分及び当該解約により当社が支出を余儀なくされる部分について、別に算定した費用を負担いただきます。

第34条（利用不能時の料金減額措置）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下、「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求に基づき、利用不能時間（24 の倍数である部分に限ります）に対応する当該サービスに係る料金額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。

2. クライアント証明書を格納した媒体の障害により本サービスが利用できなかった場合は本条は適用されません。

第35条（工事に関する費用の返還）

当社は、工事に関する費用（当社が行う工事に関する費用に限ります。）の支払いを受けている場合において、次に該当するときは、契約者からの請求により、その費用を返還します。

区分	返還する費用
当社がその工事に着手する前に、契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用。ただし、左記取り消しの連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。
当社がその工事に着手した後、工事完了前に契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用のうち未工事分に相当する額。ただし、左記取り消しの連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。

第36条（割増金）

契約者が本サービスの料金及び費用を不法に免れた場合、その免れた額のほかに、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を付加して、契約者は当社に対して割増金として支払うものとします。

第37条（遅延損害金）

契約者は、料金等又は料金以外の債務（遅延損害金を除きます）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの期間について、未払い額に対する年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割）による遅延損害金を、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内にお支払いがあった場合は、この限りではありません。

第38条（金額の端数処理）

料金及びその他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第39条（消費税の取り扱い）

第 30 条（料金体系）及び第 31 条（料金及び工事費）に規定する料金及び工事費は消費税相当額を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税相当額を加算して請求させていただきます。

2. 第 33 条（料金等の請求及び支払）に規定する請求書は、消費税相当額を別枠で表示いたします。
3. 第 37 条（遅延損害金）に規定する遅延損害金については、前 2 項の規定は適用しません。
4. 第 43 条（損害賠償の範囲）の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

第8章　設備、ソフトウェアの維持・管理及び契約者の義務等

第40条（当社設備の維持）

当社は以下の項目に従い、本サービスを提供するための当社の設備（以下、「当社設備」といいます。）の維持を行います。

(1)当社設備に何らかの障害や欠損があった場合、速やかに当社設備を修理し復旧を行います。

(2)契約者は、当社設備の障害や欠損により本サービスを利用することが出来なくなった場合には、その旨を当社に通知するものとします。

(3)契約者が当社設備に損害を与えた場合、契約者は速やかに当社に報告していただきます。

第41条（契約者設備の維持）

契約者は本サービスの利用にあたり必要な設備を維持するものとし、契約者の設備に起因し本サービスの利用が出来なくなった場合、当社の責任範囲外とします。

第42条（契約者の義務）

当社が提供するVPNルータについて、契約者は次の事項を遵守するものとします。

(1) 契約者は、管理者として設備の状態に注意するとともに、正常に運用するに必要となる環境を維持、管理すること。

(2) クライアント証明書については、第三者が不正に利用できないよう適切に管理すること。

(3) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取り外し、変更し、又

は分解しないこと。ただし、電子媒体の取り外しは除きます。

(4) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと。

(5) 当社が提供するVPNルータを本サービス以外の目的に利用しないこと。

(6) 当社が提供するVPNソフト/VPNルータについてリバースエンジニアリングでのプログラムの解析及びプログラムの変更を行わないこと。

2. 契約者は、当社が設置する設備について管理者としての注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。

3. 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。

4. 本サービスは、セキュアな通信経路を提供するものであり、端末や保存されるデータ類に対するセキュリティを確保するものではありません。契約者は、端末に保存するデータ類について暗号化を行うなど適切な管理をして頂く必要があります。

5. 契約者は、契約者及び加入者が準備する設備について厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版に従い、セキュリティ対策ソフトの導入、パーソナルファイアウォールの利用や端末OSの定期的なアップデート等を行い、セキュリティ対策を定期的に実施し維持・運用をして頂く必要があります。

第9章　損害賠償等

第43条(損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によって本サービスの提供が出来なかったことにより契約者に損害を与えたときは、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 の倍数である部分に限ります)に対応する当該サービスに係る料金額(サービスの一部が全く利用出来ない状態の場合は、その部分に係る料金額)を契約者に発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。また、賠償額は別表第3号<料金>に定める利用料金の1か月分に相当する金額の範囲内とします。

2. 当社は、天災、事変その他非常事態の発生等当社の責に帰することが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害については、責任を負わないものとします。

第44条(免責事項)

当社は契約者の本サービスの利用に関して、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。

(1) 契約者に、第14条(提供の中止)第1項、第15条(提供の停止)第 1 項、第16条(当社が行う契約の解除)第3項、第27条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)に定める事由により損害が発生した場合。

(2) 当社及び契約者が個々に契約するインターネットサービスプロバイダ以外の電気通信事業者が提供する通信サービスに起因する事象により、全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態となることにより契約者に損害が発生した場合。

(3) 契約者が個々に契約するインターネットサービスプロバイダ接続が原因で、損害が発生した場合。

(4) 第三者が、本サービスにおけるクライアント証明書のパスワードを不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者に損害を与えた場合。

(5) 契約者の端末設備に、当社が提供するクライアント証明書、VPNソフトをインストールしたことに起因する損害が発生した場合。又は、クライアント証明書、VPNソフトの非標準的な利用用途で、損害が発生した場合。

(6) 当社が提供するクライアント証明書、VPNソフトとVPNルータの日本からの持出し、諸外国への持込みに関し、暗号輸出入規制に関わる損害が発生した場合。

(7) 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病、その他不可抗力による場合。

2. 当社は、第43条(損害賠償)第1項に定める場合を除き、前項に定めるものの他、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

第10章　雑則

第45条(機密保持)

契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方又は相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実又は当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではありません。

第46条(協議)

この約款に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

第47条(準拠法及び管轄裁判所)

この約款は日本国の法律に準拠するものとし、約款に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第48条(契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、ならびにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。

(1) 契約者に対する電気通信サービスの提供業務

(2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務

（3） 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務
（4） 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
（5） 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務

第49条（反社会的勢力との取引防止）

契約者又は当社の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに契約を解除することができるものとします。

（1） 契約者又は当社が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、暴力団等という）である場合。
（2） 契約者又は当社の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。
（3） 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合。
（4） 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
（5） 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損する恐れのある行為をした場合。
（6） 契約者又は当社が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害する恐れのある行為をした場合。

2. 一方の当事者が前項の規定により契約を解除した場合、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

附則

1. 約款は平成 28 年 11 月 15 日より実施します。
2. 約款は令和 2 年 4 月 1 日より実施します。
3. 約款は令和 3 年 8 月 10 日より実施します。
4. 約款は令和 7 年 4 月 1 日より実施します。

セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型 契約約款

別表第1号 ＜基本的な技術的事項＞

1. ネットワーク要件

（1）当社が提供する VPN ルータは、以下のプロトコルとポートを使用します。
- UDP/500 （IPSEC プロトコル）
- UDP/4500 （IKE プロトコル）
- UDP/123 （NTPプロトコル）
- TCP/443 （TSL/SSL プロトコル）
- IP/50 （ESP プロトコル） ＊ブロードバンドルータを利用しない場合のみ利用します。

（2）契約者は、ネットワーク機器、ソフトウェアの設定が必要です。
- ブロードバンドルータ
- MS Windowsファイアウォール、パーソナルファイアウォール製品

（3）IPv4のみ対応し、IPv6は未対応です。

（4）インターネットの要件は次のとおりです。
- グローバル、プライベートIPアドレス どちらでも可
- IPアドレスは、固定又は動的、どちらでも可
- 上述（1）のプロトコルが通信できること

別表第2号　＜当社が提供する機器等＞

1.　セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト　ルータ型サービス

項目	備考
クライアント証明書	PKIに準拠 ※ルータに格納して提供
VPN ルータ	IPSec、IKE 準拠

別表第 3 号＜料金＞

セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト ルータ型に係る料金

1. 加入料金

（消費税抜き）

	単位	料金額
加入料金	1 ルータごと	11,428 円

・ ｻｰﾋﾞｽを申し込んで機材を受取った後、接続作業を実施したが契約者側の原因で接続できない場合には利用開始可能日から 1 ヶ月以内に当社と協議の上ｻｰﾋﾞｽ加入を取り消すことができます。加入取り消しの場合、加入料金は取り消し手数料として返金いたしません。

・ セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト PC 接続型をご利用の契約者がルータ型に移行する場合には、加入料金は不要です。

2. 利用料金

（消費税抜き）

料金区分	内容	単位	料金額
月額料金	基本料金(LAN 側 1 ｾｸﾞﾒﾝﾄﾀｲﾌﾟ)	1 ルータごと	2,295 円
月額料金	ｾｷｭﾘﾃｨｻｲﾄｱｸｾｽ（オプション）	1 ルータごと	250 円

3. 手数料、工事費等

・ サービス利用期間中における各種変更等のご請求に対して下記料金を申し受けて対応させていただきます。

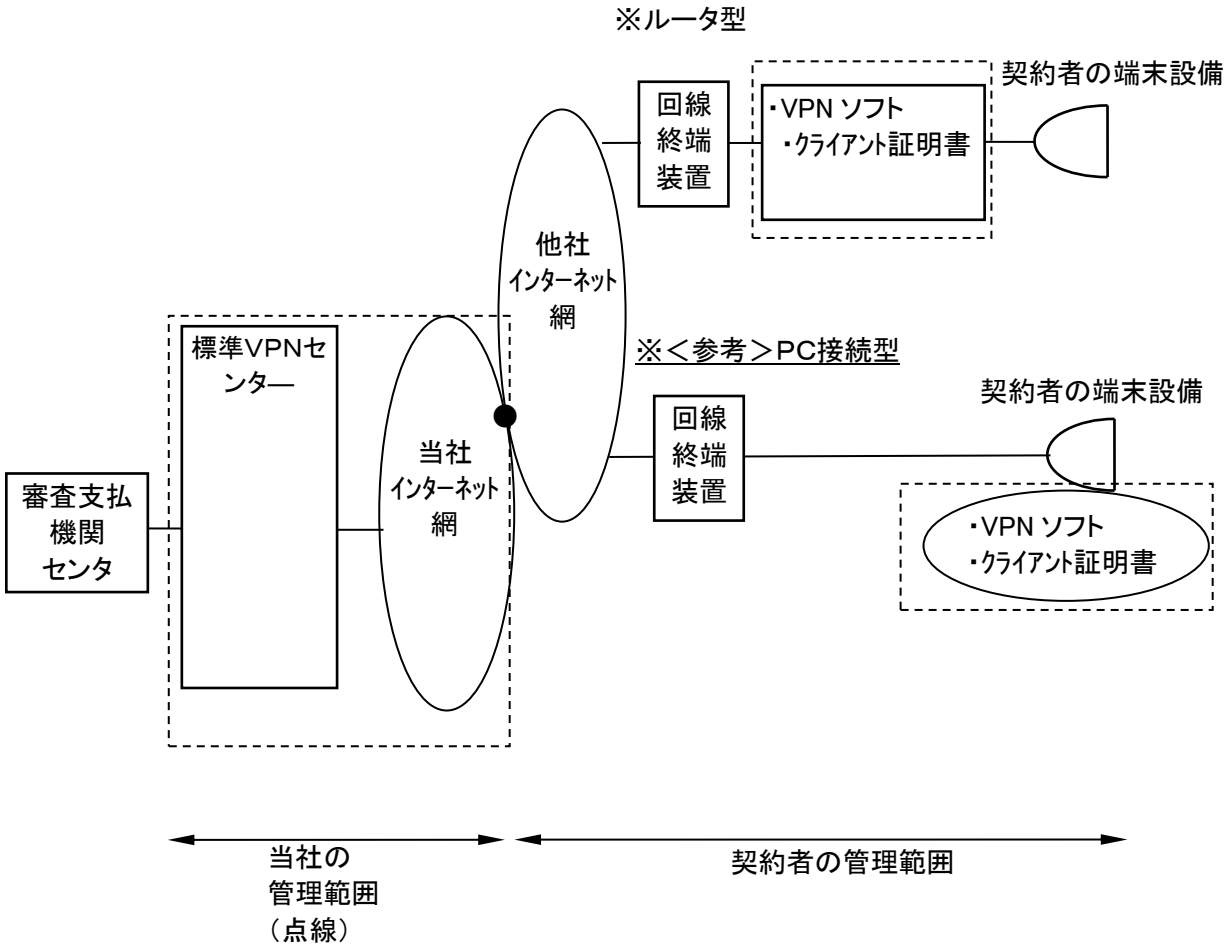
・ 申込みに際しましては加入時に送付しましたルータに記載の「ユーザID（〇〇〇-×××）」を必ず申込書に記入ください。〇は英字、×は数字です。

（消費税抜き）

項目	内容	単位	料金額
現地導入作業	ﾙｰﾀ型ｸﾗｲｱﾝﾄを設置し、標準 VPN センター—との接続確認 ※平日日中帯（9:00～17:00）の対応になります。	1 ルータごと	23,000 円
接続先追加設定	接続先の変更、削除を行う。最大 10 接続先まで追加可能。 ※本メニューは標準 VPN センターへの設定追加が対象であり、ルータ型の設定変更を含めた変更の場合は、ネットワーク構成変更のお申し込みが必要です。	1 接続先ごと	1,500 円
ネットワーク構成変更	ネットワーク構成変更によるルータの設定変更。 WAN 側変更は先出センドバックによる機器交換で変更作業を実施。 LAN 側変更はダウンロード更新で変更作業を実施。 但し、CE-R1 の場合はいずれの変更時も先出しセンドバックによる機器交換で変更作業を実施。	1 ルータごと	18,000 円
クライアント証明書更新	ルータに格納しているクライアント証明書は 5 年毎に更新が必要。解約せずに継続利用の場合には、	1 ルータごと	12,000 円

	CE-R1 の場合、証明書の有効期限前に新しい証明書を格納したルータを送付いたします。ルータの送料は、契約者にて負担ください。 CE-S1、CE-S2 の場合、証明書は IPSEC にて自動でﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞされます。		

別表第4号　＜責任範囲＞



注1）　インターネット網の当社管理範囲は、加入IX迄の設備とします。

※IX：Internet Exchange point（インターネット相互接続点）

別表第5号＜利用上の制限＞

VPN 通信仕様

（1）通信パターン

ルータ型

VPN ルータに接続する複数のパソコンから、支払基金への接続が可能です。
また、お申込み頂く事で別接続先との通信も可能です。

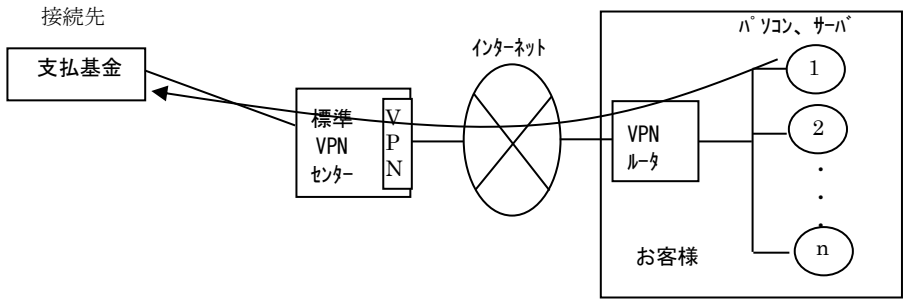


図 3-1 ルータ型

＜参考＞ PC 接続型

PC 接続では、1台のパソコンに1個の証明書をインストール頂き、
支払基金への接続が可能です。
また、お申込み頂く事で別接続先との通信も可能です。

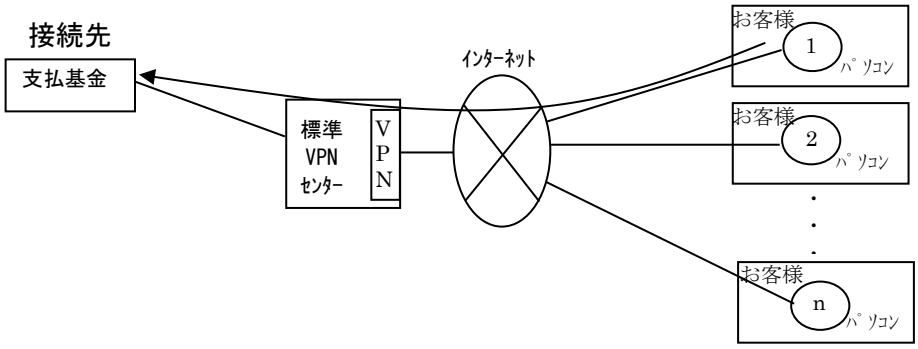


図 3-2 PC 接続型

（2）接続形態と制約事項

ルータ型

・　VPN接続中のパソコンは、インターネットへの接続はできません（図 3-3 参照）。

・　業務パソコンにて、VPNルータ経由し支払基金とVPN接続中は、他の接続先への同時接続を許可しません。

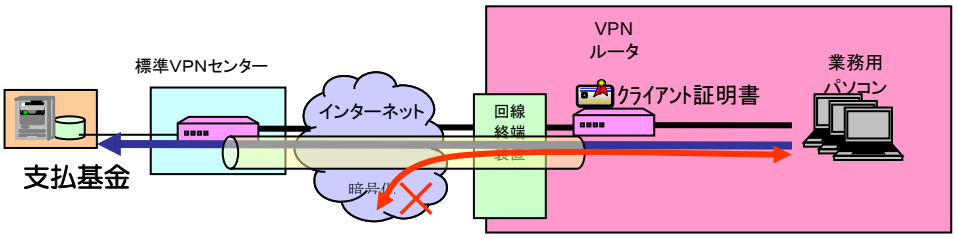


図 3-3　ルータ型

＜参考＞　PC 接続型

・　パソコンが 1 台の場合

VPN接続中は、インターネットへの接続はできません（図 3-4 参照）。

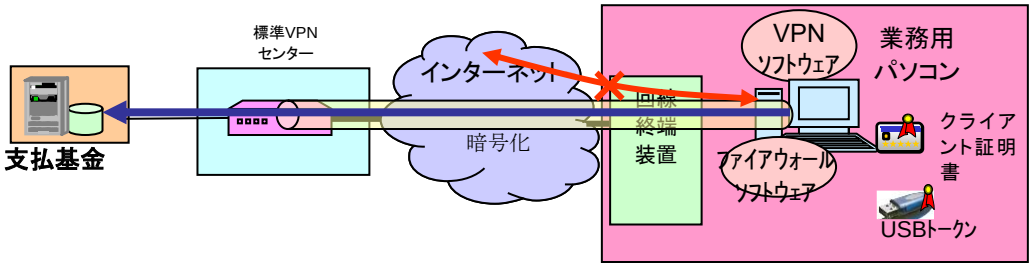


図 3-4 PC 接続型（1 台の場合）

・　パソコンが複数台ある場合

・　VPN接続中のパソコンは、インターネットへの接続はできません（図 3-5 参照）。

また、同一LAN上の他のパソコンやネットワーク機器（プリンタ等）への接続もできません。

・　セキュアネットワークサービスを利用していないパソコンは、インターネットへ接続可能です。

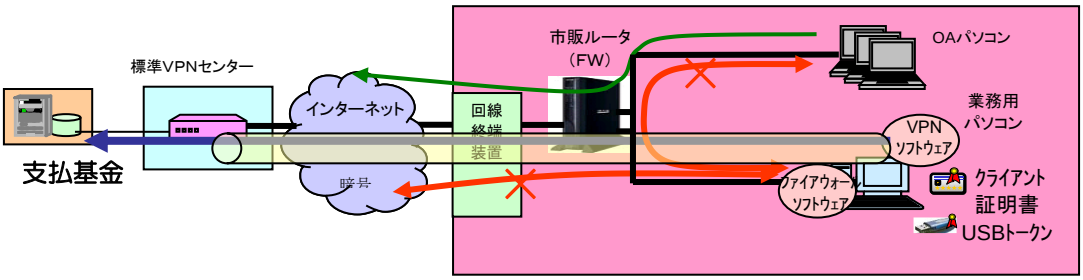


図 3-5 PC 接続型（複数の場合）